

付録B―1 農産品セーフガード措置

第A節 付録B―1についての注釈

- 1 この付録は、次に掲げる事項を定める。
 - (a) 日本国の関税率表についての一般的注釈5の規定に基づく農産品セーフガード措置の対象となる原産品である農産品（以下この付録において「原産農産品」という。）
 - (b) (a)に規定する措置の発動水準
 - (c) (a)に規定する各原産農産品について各年において適用される最高の関税率
- 2 日本国は、第二・四条（関税の撤廃）の規定にかかわらず、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG1*」、「SG1**」、「SG2」、「SG3」、「SG4*」、「SG4**」、「SG5」又は「SG6」を掲げる品目に該当する特定の原産農産品に対するセーフガード措置（以下この付録において「農産品セーフガード措置」という。）をとることができる。同国は、この付録に定める条件を満たし、かつ、この付録の規定（この注釈を含む。）に従う場合にのみ農産品セーフガード措置をとることができる。

- 3 日本国は、この付録に定める条件が満たされた場合には、農産品セーフガード措置として、次の関税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで2に規定する原産農産品の関税を引き上げることができる。
 - (a) 当該農産品セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率
 - (b) 次のいずれかの日における実行最恵国税率
 - (i) 他の全ての締約国からの原産農産品に対して当該農産品セーフガード措置がとられる場合には、この協定が日本国について効力を生ずる日の前日
 - (ii) 一の締約国からの原産農産品に対してのみ当該農産品セーフガード措置がとられる場合には、この協定が日本国及び当該農産品セーフガード措置の対象となる締約国について効力を生ずる日の前日
 - (c) この付録に定める関税率
- 4 日本国は、透明性のある方法で農産品セーフガード措置を実施する。同国は、農産品セーフガード措置をとる日から六十日以内に、その原産農産品が当該農産品セーフガード措置の対象となる他の締約国に対して書面により通報を行い、及び当該他の締約国に対して当該農産品セーフガード措置に関する関連データを提供する。日本国は、当該他の締約国からの書面による要請があった場合には、当該農産品セーフ

ガード措置をとることに関し、当該他の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他の締約国に対し、電子メール、電話会議、ビデオ会議、対面すること等により情報を提供する。

5 この付録の規定の適用上、原産農産品が一の締約国において完全に得られ、又は項の最後の変更が一の締約国において行われた場合には、当該原産農産品は、当該一の締約国からのものとする。

6 3(c)に規定する関税率が零となる日以後は、農産品セーフガード措置をとり、又は維持してはならない。

7 この付録の規定の適用上、

(a) 「年」とは、

(i) 一年目については、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までをいう。

(ii) 二年目及びその後の各年については、四月一日から翌年三月三十一日までの十二箇月の期間をいう。

(b) 「会計年度」とは、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。

(c) 「四半期」とは、次の期間をいう。

- (i) 四月一日から六月三十日まで
- (ii) 七月一日から九月三十日まで
- (iii) 十月一日から十二月三十一日まで
- (iv) 一月一日から三月三十一日まで

第B節 牛肉についての農産品セーフガード措置

1 日本国は、前節（付録B-1についての注釈）2の規定に従い、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に該当する原産農産品について、各年における他の全ての締約国からの当該原産農産品の輸入数量の合計が、次に定める発動水準を超える場合に限り、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。

- (a) 一年目については、五十九万メートル・トン（ただし、9に規定する場合を除く。）
- (b) 二年目については、六十万千八百メートル・トン
- (c) 三年目については、六十一万三千六百メートル・トン

- (d) 四年目については、六十二万五千四百メートル・トン
- (e) 五年目については、六十三万七千二百メートル・トン
- (f) 六年目については、六十四万九千メートル・トン
- (g) 七年目については、六十六万八百メートル・トン
- (h) 八年目については、六十七万二千六百メートル・トン
- (i) 九年目については、六十八万四千四百メートル・トン
- (j) 十年目については、六十九万六千二百メートル・トン
- (k) 十一年目から十五年目までの各年については、当該年の前年の発動水準を五千九百メートル・トン引き上げられたもの

- (1) 十六年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を一万千八百メートル・トン引き上げられたもの

2 (a) 「SGI*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、前節（付録B―1についての注釈）3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

- (i) 一年目から三年目までについては、三十八・五パーセント
 - (ii) 四年目から十年目までについては、三十・〇パーセント
 - (iii) 十一年目から十四年目までについては、二十・〇パーセント
 - (iv) 十五年目については、十八・〇パーセント
 - (v) 十六年目及びその後の各年については、
 - (A) 日本国が当該年の前年にこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率を一・〇パーセント引き下げたものは、当該前年の関税率と同じもの
 - (B) 日本国が当該年の前年にこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの
- (b) 「SG1*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、前節（付録B-1についての注釈）3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。
- (i) 一年目については、三十九・〇パーセント
 - (ii) 二年目及び三年目については、三十八・五パーセント

- (iii) 四年目については、三十二・七パーセント
- (iv) 五年目については、三十・六パーセント
- (v) 六年目から十年目までについては、三十・〇パーセント
- (vi) 十一年目から十四年目までについては、二十・〇パーセント
- (vii) 十五年目については、十八・〇パーセント
- (viii) 十六年目及びその後の各年については、
 - (A) 日本国が当該年の前年にこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、
は、当該前年の関税率を一・〇パーセント引き下げたもの
 - (B) 日本国が当該年の前年にこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該
前年の関税率と同じもの
- (c) 1に定める条件が一の年において満たされ、その結果として3(b)又は(c)の規定により農産品セーフ
ガード措置がその翌年にもとられる場合には、前節（付録B-1についての注釈）3(c)に規定する関税
率は、当該農産品セーフガード措置がとられている間、当該条件が満たされた年について適用される関

税率とする。

3 1に規定する農産品セーフガード措置については、次の期間維持することができる。

(a) 各会計年度における他の全ての締約国からの「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に該当する原産農産品の輸入数量の合計が、1に定める発動水準を一月三十一日以前に超える場合には、当該会計年度の終了時までの期間

(b) 各会計年度における他の全ての締約国からの「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に該当する原産農産品の輸入数量の合計が、1に定める発動水準を二月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から四十五日の期間

(c) 各会計年度における他の全ての締約国からの「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に該当する原産農産品の輸入数量の合計が、1に定める発動水準を三月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から三十日の期間

4 (a) この節の規定の適用上、農産品セーフガード措置を維持することができる期間は、原産農産品の輸入数量の合計が1に定める発動水準を超えた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。

(b) この節の規定の適用上、日本国の税関当局は、この節の規定を実施するためにとる例外的な措置として、次の期間における他の全ての締約国からの日本国の関税率表の「備考」欄に「SGI*」又は「SGI*」を掲げる品目に該当する原産農産品の輸入数量の合計を各公表期間の終了後五執務日以内に公表する。

(i) 会計年度の開始から各公表期間の終了までの期間

(ii) 十一年目から十五年目までについては、四半期の開始から公表期間の終了までの期間

(c) この節の規定の適用上、「公表期間」とは、次のそれぞれの期間をいう。

(i) 各月の初日から当該月の十日までの期間

(ii) 各月の十一日から当該月の二十日までの期間

(iii) 各月の二十一日から当該月の末日までの期間

5 (a) 日本国は、1の規定にかかわらず、十一年目から十五年目までの各年について、四半期における他の締約国からの日本国の関税率表の「備考」欄に「SGI*」又は「SGI*」を掲げる品目に該当する原産農産品の輸入数量の合計が、(b)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、前節（付録

B-1 についての注釈) 3 の規定に従って当該原産農産品に対する関税率を九十日の期間引き上げることができ。当該九十日の期間は、四半期における当該原産農産品の輸入数量の合計が当該四半期のセーフガードの発動数量を超えた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。この 5 に定める条件が満たされる場合には、同節 3 (c) に規定する関税率は、次のとおりとする。

- (i) 十一年目から十四年目までの間に当該条件が満たされる場合には、二十・〇パーセント
- (ii) 十五年目に当該条件が満たされる場合には、十八・〇パーセント

(b) この 5 の規定の適用上、「四半期のセーフガードの発動数量」とは、各年について、1 (k) に定める発動水準の四分の一のものの百十七パーセントをいう。

(c) 日本国は、1 の規定にかかわらず、十一年目から十五年目までの各年について、他の全ての締約国からの日本国の関税率表の「備考」欄に「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に該当する原産農産品の輸入数量の合計が 1 (k) に定める各年における発動水準を超え、同時に、四半期における当該品目に該当する原産農産品の輸入数量の合計が (b) に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、(a) に定める九十日の期間の終了の日又は 3 に定める期間の終了の日のいずれか遅い日まで、この節の規定に

基づく農産品セーフガード措置を維持することができる。

6 日本国は、十五年目の後については、連続する四会計年度の間この節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合には、この節の規定に基づく更なる農産品セーフガード措置をとってはならない。

7 日本国は、いずれかの締約国からの日本国の関税率表の「備考」欄に「SGI*」又は「SGI**」を掲げる品目に該当する原産農産品の自国への輸入が、衛生上の懸念のために全面的に又は実質的に三年を超える期間停止されている場合には、その停止を全面的に又は実質的に解除した後四年間は、当該締約国からの当該原産農産品に対してこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。自然災害（例えば、厳しい干ばつ）により、輸入が停止された締約国における生産力の回復が妨げられる場合には、当該締約国からの当該原産農産品に対して日本国がこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない期間は、五年とする。

8 日本国は、日本国の関税率表の「備考」欄に「SGI*」を掲げる品目に該当する原産農産品については、同国の関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。

9 一年目が十二箇月未満である場合には、1(a)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、五十九万メートル・トンに、分母を十二とし、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定される。第一文に定める分子及び第一文の規定に従って適用される発動水準を決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する(〇・五は、一・〇とする。)

10(a) この協定に基づく原産農産品の輸入数量の合計が1及び5(b)に定める発動水準又は発動数量を超えるかどうかを決定するに当たっては、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(以下この付録において「日豪経済連携協定」という。)第一・二条(o)に定義する原産品(以下この付録において「日豪経済連携協定原産品」という。)であって日豪経済連携協定に基づき第〇二・〇一項及び第〇二・〇二項に分類されるもの日本国への輸入数量の合計を、この協定に基づく原産農産品であってこの協定に基づき同一の品目に分類されるものの輸入数量の合計に算入する。

(b) オーストラリアからの日豪経済連携協定に基づき第〇二・〇一項及び第〇二・〇二項に分類される日豪経済連携協定原産品の輸入数量の合計が日豪経済連携協定附属書一第三編第一節(日本国の表につい

ての注釈) 3 (a) (i) 及び (ii) に定める水準を超えた場合において、この協定に基づき日本国の関税率表の「備考」欄に「SGI*」又は「SGI**」を掲げる品目に該当する原産農産品の輸入数量の合計が 1 及び 5 (b) に定める発動水準又は発動数量を超えていないときは、オーストラリアからのこの協定に基づく当該原産農産品の更なる輸入については、同表に従って決定される関税率に従うものとする。

(c) この協定に基づき日本国の関税率表の「備考」欄に「SGI*」又は「SGI**」を掲げる品目に該当する原産農産品の輸入数量の合計が 1 及び 5 (b) に定める発動水準及び発動数量を超え、かつ、日豪経済連携協定に基づき第〇二・〇一項及び第〇二・〇二項に分類される日豪経済連携協定原産品の輸入数量の合計が日豪経済連携協定附属書一第三編第一節(日本国の表についての注釈) 3 (a) (i) 及び (ii) に定める水準を超えたときは、オーストラリアからのこの協定に基づく当該原産農産品の輸入については、この節の規定に従って決定される関税率に従うものとする。

11 (a) 日本国の関税率表に定める第〇二・〇一項及び第〇二・〇二項に分類される原産農産品に関する約束の実施に際し、日本国及びオーストラリアは、日豪経済連携協定附属書一第三編第一節(日本国の表についての注釈) 3 (a) (i) 及び (ii) の規定にかかわらず、日豪経済連携協定に基づき第〇二・〇一項及び第〇

二・〇二項に分類される日豪経済連携協定原産品の輸入数量の合計が同節3(a)(i)及び(ii)に定める水準を超えるかどうかを決定するに当たっては、オーストラリアからのこの協定に基づき第〇二・〇一項及び第〇二・〇二項に分類される原産農産品の輸入数量の合計を、日豪経済連携協定に基づき同一の品目に分類される日豪経済連携協定原産品の輸入数量の合計に算入することについて合意する。

- (b) 日豪経済連携協定に基づき第〇二・〇一項及び第〇二・〇二項に分類される日豪経済連携協定第一・二条(o)に定義する原産品の総輸入量の急激な増加を避けるために日豪経済連携協定附属書一第三編第一節(日本国の表についての注釈) 3(a)(i)及び(ii)の規定に基づく特別セーフガード措置が適切に機能することを確保するため、当該原産品を輸入する締約国の要請により、当該要請を行った締約国及び当該要請を受けた締約国は、(a)の規定の適用について協議する。

- (c) この協定に基づき日本国の関税率表の「備考」欄に「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に該当する原産農産品の輸入数量の合計が1及び5(b)に定める発動水準又は発動数量を超えた場合において、オーストラリアからの日豪経済連携協定に基づき第〇二・〇一項及び第〇二・〇二項に分類される日豪経済連携協定原産品の輸入数量の合計が日豪経済連携協定附属書一第三編第一節(日本国の表についての注

積) 3 (a) (i) 及び (ii) に定める水準を超えていないときは、オーストラリアからの日豪経済連携協定に基づく当該日豪経済連携協定原産品の更なる輸入については、同節の規定に従って決定される関税率に従うものとする。

第C節 豚肉についての農産品セーフガード措置

1 日本国は、第A節(付録B-1についての注釈) 2の規定に従い、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG2」を掲げる品目に該当する原産農産品(以下「SG2品」という。)について、次の条件が満たされる場合にのみ農産品セーフガード措置をとることができる。ただし、6及び7に規定する場合を除く。

(a) 一年目又は二年目については、日本国は、各年における一の締約国からのSG2品の輸入数量の合計が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度における当該一の締約国からのSG2品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十二パーセントを超える場合には、当該一の締約国からのSG2品に対してこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。ただし、6に規定する場合を除く。

(b) 三年目又は四年目については、日本国は、各年における一の締約国からのSG2品の輸入数量の合計

が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度における当該一の締約国からのSG2品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十六パーセントを超える場合には、当該一の締約国からのSG2品に対してこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(c) 五年目又は六年目については、次のとおりとする。

(i) 日本国は、各年における一の締約国からのSG2品の基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるSG2品の輸入数量の合計が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度における当該一の締約国からのそのようなSG2品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十六パーセントを超える場合には、当該一の締約国からのそのようなSG2品に対してこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(ii) 日本国は、各年における他の全ての締約国からのSG2品の基準価格よりも低い価格で輸入されるSG2品の輸入数量の合計が、次の数量を超える場合には、他の全ての締約国からのそのようなSG2品に対してこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(A) 五年目については、九万メートル・トン

- (d) 七年目から十一年目までの各年については、次のとおりとする。
 - (B) 六年目については、十万二千メートル・トン
 - (i) 日本国は、各年における一の締約国からのSG2品の基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるSG2品の輸入数量の合計が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度における当該一の締約国からのそのようなSG2品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十九パーセントを超える場合には、当該一の締約国からのそのようなSG2品に対してこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。
 - (ii) 日本国は、各年における他の全ての締約国からのSG2品の基準価格よりも低い価格で輸入されるSG2品の輸入数量の合計が、次の数量を超える場合には、他の全ての締約国からのそのようなSG2品に対してこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。
 - (A) 七年目については、十一万四千メートル・トン
 - (B) 八年目については、十二万六千メートル・トン
 - (C) 九年目については、十三万八千メートル・トン

- (D) 十年目については、十五万メートル・トン
 - (E) 十一年目については、十五万メートル・トン
 - (c) 及び(d)の規定の適用上、「基準価格」とは、次の価格をいう。
 - (iii) 関税分類番号〇二〇三二二・〇二二一、〇二〇三二二・〇二三三、〇二〇三二九・〇二二一、〇二〇三二九・〇二三三、〇二〇三三二・〇二二一、〇二〇三三二・〇二三三、
 - 九・〇二三三、〇二〇三三二・〇二二一、〇二〇三三二・〇二三三、〇二〇三三九・〇二二一、〇二〇三三一・〇二三三、〇二〇六三〇・〇九二二、〇二〇六三〇・〇九三三、〇二〇六四九・〇九二二又は〇二〇六四九・〇九三三の品目に該当する原産農産品については、一キログラムにつき三百九十九円
 - (iv) 関税分類番号〇二〇三二一・〇二二〇、〇二〇三二一・〇二三〇、〇二〇三二二・〇二二〇又は〇二〇三二二・〇三〇〇の品目に該当する原産農産品については、一キログラムにつき二百九十九円二十五銭
- 2 SG2品に関し、第A節（付録B-1についての注釈）3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。
- (a) 関税分類番号〇二〇三二一・〇四〇〇、〇二〇三二二・〇二二六、〇二〇三二九・〇二二二、〇二〇三三一・〇二二九、〇二〇三三一・〇四〇〇、〇二〇三三一・〇二二九、〇二〇三三一・〇三二九、〇二〇三三一・〇二二六、〇二〇三三一・〇三二九、〇二〇三三一・〇二二六、〇二〇三三一・〇三二九又は〇二〇六四九・〇九九又は〇二〇六四九・〇九九の品目に該当するSG2品については、

- (i) 一年目から三年目までについては、四・〇パーセント
 - (ii) 四年目から六年目までについては、三・四パーセント
 - (iii) 七年目から九年目までについては、二・八パーセント
 - (iv) 十年目及び十一年目については、二・二パーセント
- (b) 関税分類番号〇二〇三二二・〇二二一・〇二二一、〇二〇三二二一・〇二三三、〇二〇三一九・〇二二一、〇二〇三二九・〇二三三、〇二〇三二二・〇二二一、〇二〇三二二・〇二三三、〇二〇三二二・〇二二三、〇二〇三二九・〇二二一、〇二〇三二九・〇二三三、〇二〇六三〇・〇九二二、〇二〇六三〇・〇九二三、〇二〇六四九・〇九二二又は〇二〇六四九・〇九二三の品目に該当するSG2品については、次のもののうちいずれか低いものとする。
- (i) 一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と最初のセーフガード基準輸入価格との差額
 - (ii) 最初の代替税率
- この(b)の規定の適用上、
- (iii) 「最初のセーフガード基準輸入価格」とは、一キログラムにつき五百二十四円に、百パーセントに各年について2(a)に定める関税率を加えた百分率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。

(iv) 「最初の代替税率」とは、次の関税率をいう。

(A) 一年目から四年目までについては、関税分類番号〇二〇三二二・〇二二三、〇二〇三一九・〇二二三、〇二〇三二二・〇二三、〇二〇三二九・〇二三、〇二〇六三〇・〇九三又は〇二〇六四九・〇

九三の品目について日本国の関税率表に定める関税率

(B) 五年目から九年目までについては、一キログラムにつき百円

(C) 十年目及び十一年目については、一キログラムにつき七十円

(c) 関税分類番号〇二〇三一・〇二〇、〇二〇三一・〇三〇、〇二〇三二一・〇二〇又は〇二〇三二

一・〇三〇の品目に該当するSG2品については、次のものうちいずれか低いものとする。

(i) 一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第二のセーフガード基準輸入価格との差額

(ii) 第二の代替税率

この(c)の規定の適用上、

(iii) 「第二のセーフガード基準輸入価格」とは、一キログラムにつき三百九十三円に、百パーセントに

各年について2(a)に定める関税率を加えた百分率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。

(iv) 「第二の代替税率」とは、次の関税率をいう。

(A) 一年目から四年目までについては、関税分類番号〇二〇三一一・〇二〇又は〇二〇三二一・〇二

〇の品目について日本国の関税率表に定める関税率

(B) 五年目から九年目までについては、一キログラムにつき七十五円

(C) 十年目及び十一年目については、一キログラムにつき五十二円五十銭

3 この節の規定に基づきとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。

4 日本国は、十一年目の終了後は、この節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならず、又は維持してはならない。

5 日本国は、SG2品については、同国の関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置を適用しない。

6 一年目が十二箇月未満である場合には、1(a)の規定の適用上、一年目における一の締約国からのSG2品について適用される発動水準は、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度における当該一の締約

国からのSG2品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十二パーセントに、分母を十二とし、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定される。第一文に定める分子及び第一文の規定に従って適用される発動水準を決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

7 この協定が、第三十・五条（効力発生）4及び5の規定に従って日本国以外の一の締約国について効力を生ずる場合において、次のいずれにも該当するときは、1の規定の適用上、この協定が当該一の締約国について効力を生ずる年における当該一の締約国からのSG2品について適用される発動水準は、その年が完全な一年であるとした場合に1の規定に従って適用される発動水準に、分母を十二とし、この協定が当該一の締約国について効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定される。第一文に定める分子及び第一文の規定に従って適用される発動水準を決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

(a) この協定が当該一の締約国について効力を生ずる日が四月一日でないとき。

(b) この協定が当該一の締約国について効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの期間が一

年目でないとき。

第D節 加工された豚肉についての農産品セーフガード措置

1 日本国は、第A節（付録B-1についての注釈）2の規定に従い、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG3」を掲げる品目に該当する原産農産品（以下「SG3品」という。）について、次の条件が満たされる場合にのみ農産品セーフガード措置をとることができる。ただし、6及び7に規定する場合を除く。

(a) 一年目又は二年目については、日本国は、各年における一の締約国からのSG3品の輸入数量の合計が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度における当該一の締約国からのSG3品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十五パーセントを超える場合に限り、当該一の締約国からのSG3品に対してこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。ただし、6に規定する場合を除く。

(b) 三年目から六年目までの各年については、日本国は、各年における一の締約国からのSG3品の輸入数量の合計が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度における当該一の締約国からのSG3品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十八パーセントを超える場合に限り、当該一の締約国からのS

G 3品に対してこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

- (c) 七年目から十一年目までの各年については、日本国は、各年における一の締約国からのSG3品の輸入数量の合計が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度における当該一の締約国からのSG3品の輸入数量の合計のうち最大のものの百二十一パーセントを超える場合に限り、当該一の締約国からのSG3品に対してこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

2 (a) SG3品に関し、第A節（付録B-1についての注釈）3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

- (i) 一年目から四年目までについては、基準税率の八十五パーセント
- (ii) 五年目から九年目までについては、基準税率の六十パーセント
- (iii) 十年目及び十一年目については、基準税率の四十五パーセント

(b) この2の規定の適用上、基準税率は、従価税である部分又は従量税である部分から成るものとし、第A節（付録B-1についての注釈）3(c)に規定する関税率は、当該部分の基準税率を(a)に定める百分率を乗じた値まで減じたものとして決定される。従価税である部分の基準税率については八・五パーセン

トとし、従量税である部分の基準税率についてはSG3品の一キログラムにつき六百十四円八十五銭から一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格の六十パーセントの額を減じて得たものとする。

3 この節の規定に基づきとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。

4 日本国は、十一年目の終了後は、この節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

5 日本国は、SG3品については、同国の関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置を適用しない。

6 一年目が十二箇月未満である場合には、1(a)の規定の適用上、一年目における一の締約国からのSG3品について適用される発動水準は、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度における当該一の締約国からのSG3品の輸入数量の合計のうち最大のものの百十五パーセントに、分母を十二とし、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定される。第一文に定める分子及び第一文の規定に従って適用される発動水準を決定す

るに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

7 この協定が、第三十・五条（効力発生）4及び5の規定に従って日本国以外の一の締約国について効力を生ずる場合において、次のいずれにも該当するときは、1の規定の適用上、この協定が当該一の締約国について効力を生ずる年における当該一の締約国からのSG3品について適用される発動水準は、その年が完全な一年であるとした場合に1の規定に従って適用される発動水準に、分母を十二とし、この協定が当該一の締約国について効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定される。第一文に定める分子及び第一文の規定に従って適用される発動水準を決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

(a) この協定が当該一の締約国について効力を生ずる日が四月一日でないとき。

(b) この協定が当該一の締約国について効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの期間が一年目でないとき。

第E節 ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置

1 日本国は、第A節（付録B-1についての注釈）2の規定に従い、日本国の関税率表の「備考」欄に

「SG4*」を掲げる品目に該当する原産農産品について、各年における他の全ての締約国からの当該原産農産品の輸入数量の合計が、次に定める発動水準を超える場合に限り、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。

- (a) 一年目については、四千五百メートル・トン（ただし、6に規定する場合を除く。）
- (b) 二年目については、四千七百七十八メートル・トン
- (c) 三年目については、五千五十六メートル・トン
- (d) 四年目については、五千三百三十三メートル・トン
- (e) 五年目については、五千六百十一メートル・トン
- (f) 六年目については、五千八百八十九メートル・トン
- (g) 七年目については、六千百六十七メートル・トン
- (h) 八年目については、六千四百四十四メートル・トン
- (i) 九年目については、六千七百二十二メートル・トン
- (j) 十年目については、七千メートル・トン

- (k) 十一年目については、七千七百五十メートル・トン
- (l) 十二年目については、八千五百メートル・トン
- (m) 十三年目については、九千二百五十メートル・トン
- (n) 十四年目については、一万二百五十メートル・トン
- (o) 十五年目については、一万二千二百五十メートル・トン
- (p) 十六年目については、一万二千二百五十メートル・トン
- (q) 十七年目については、一万三千二百五十メートル・トン
- (r) 十八年目については、一万四千二百五十メートル・トン
- (s) 十九年目については、一万五千二百五十メートル・トン
- (t) 二十年目については、一万六千二百五十メートル・トン
- (u) 二十一年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を千二百五十メートル・トン引き上げたもの

2 「SG4*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、第A節（付録B―1についての注釈）3(c)に規定

する関税率は、次のとおりとする。

- (a) 一年目から五年目までについては、二十九・八パーセント及び一キログラムにつき百二十円
- (b) 六年目から十年目までについては、二十三・八パーセント及び一キログラムにつき百五十円
- (c) 十一年目から十五年目までについては、十九・四パーセント及び一キログラムにつき九十円
- (d) 十六年目から二十年目までについては、十三・四パーセント及び一キログラムにつき七十五円
- (e) 二十一年目及びその後の各年については、

(i) 当該年の前年にこの節に規定する農産品セーフガード措置をとらなかった場合は、従価税の部分について当該前年のものを一・九パーセント引き下げたもの及び従量税の部分について当該前年のものを一キログラムにつき十円七十銭引き下げたもの

(ii) 当該年の前年にこの節に規定する農産品セーフガード措置をとった場合は、従価税の部分について当該前年のものを一・〇パーセント引き下げたもの及び従量税の部分について当該前年のものを一キログラムにつき五円引き下げたもの

3 この節の規定に基づきとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時ま

でに限って維持することができる。

4 日本国は、二十年目の後については、連続する三会計年度の間この節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合には、この節の規定に基づく更なる農産品セーフガード措置をとってはならない。

5 (a) 日本国は、1の規定にかかわらず、次のいずれかの条件が満たされる場合には、この節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(i) 自国において脱脂粉乳が国内的に不足していること。

(ii) 自国において脱脂粉乳に対する国内需要の明らかな減少がないこと。

(b) 日本国がこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとる場合において、その原産農産品が当該農産品セーフガード措置の対象となる一の締約国が(a)に定める条件のいずれかが満たされていると信ずるときは、当該一の締約国は、次のことを行うことができる。

(i) 日本国に対し、同国が(a)に定める条件のいずれも満たしていないと考える理由を説明するよう求めること。

(ii) 日本国に対し、当該会計年度の残余の期間当該農産品セーフガード措置の適用を停止するよう要請

すること。

- 6 一年目が十二箇月未満である場合には、1(a)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、四千五百メートル・トンに、分母を十二とし、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定される。第一文に定める分子及び第一文の規定に従って適用される発動水準を決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する(〇・五は、一・〇とする。)

第F節 ホエイ粉についての農産品セーフガード措置

- 1 日本国は、第A節(付録B-1についての注釈)2の規定に従い、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG4*」を掲げる品目に該当する原産農産品について、各年における他の全ての締約国からの当該原産農産品の輸入数量の合計が、次に定める発動水準を超える場合に限り、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。

- (a) 一年目については、五千メートル・トン(ただし、5に規定する場合を除く。)
- (b) 二年目については、五千三百三十三メートル・トン

- (c) 三年目については、五千六百六十七メートル・トン
- (d) 四年目については、六千メートル・トン
- (e) 五年目については、六千三百三十三メートル・トン
- (f) 六年目については、六千六百六十七メートル・トン
- (g) 七年目については、七千メートル・トン
- (h) 八年目については、七千三百三十三メートル・トン
- (i) 九年目については、七千六百六十七メートル・トン
- (j) 十年目については、八千メートル・トン
- (k) 十一年目については、八千五百メートル・トン
- (l) 十二年目については、九千メートル・トン
- (m) 十三年目については、九千七百五十メートル・トン
- (n) 十四年目については、一万五百メートル・トン
- (o) 十五年目については、一万千二百五十メートル・トン

(p) 十六年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を千メートル・トン引き上げたもの
2 「SG4*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、第A節（付録B-1についての注釈）3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

- (a) 一年目から五年目までについては、二十九・八パーセント及び一キログラムにつき七十五円
- (b) 六年目から十年目までについては、二十三・八パーセント及び一キログラムにつき四十五円
- (c) 十一年目から十五年目までについては、十三・四パーセント及び一キログラムにつき三十円
- (d) 十六年目及びその後の各年については、

(i) 当該年の前年にこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合は、当該前年のものをそれぞれ二・〇パーセント及び一キログラムにつき四円引き下げたもの

(ii) 当該年の前年にこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合は、当該前年のものをそれぞれ一・〇パーセント及び一キログラムにつき二円引き下げたもの

3 この節の規定に基づきとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。

4 日本国は、十五年目の後については、連続する二年の間この節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合には、この節の規定に基づく更なる農産品セーフガード措置をとってはならない。

5 一年目が十二箇月未満である場合には、1(a)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、五千メートル・トンに、分母を十二とし、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定される。第一文に定める分子及び第一文の規定に従って適用される発動水準を決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する(〇・五は、一・〇とする。)

第G節 オレンジ(生鮮のものに限る。)についての農産品セーフガード措置

1 日本国は、第A節(付録B-1についての注釈)2の規定に従い、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG5」を掲げる品目に該当する原産農産品について、各会計年度の十二月一日から三月三十一日までの間の他の全ての締約国からの当該原産農産品の輸入数量の合計が、次に定める発動水準を超える場合に限り、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。

(a) 一年目については、三万五千メートル・トン(ただし、5に規定する場合を除く。)

- (b) 二年目については、三万七千メートル・トン
- (c) 三年目については、三万九千メートル・トン
- (d) 四年目については、四万千メートル・トン
- (e) 五年目については、四万三千メートル・トン
- (f) 六年目については、四万五千メートル・トン
- (g) 七年目については、四万七千メートル・トン

2 「SGS」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、第A節（付録B－1についての注釈）3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

- (a) 一年目から四年目までについては、二十八パーセント
- (b) 五年目から七年目までについては、二十パーセント

3 この節の規定に基づきとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。

4 日本国は、七年目の終了後は、この節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

5 一年目が四箇月未満である場合には、1(a)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、三万五千メートル・トンに、分母を四とし、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定される。第一文に定める分子及び第一文の規定に従って適用される発動水準を決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する(〇・五は、一・〇とする)。

第H節 競走馬についての農産品セーフガード措置

1 日本国は、第A節(付録B-1についての注釈)2の規定に従い、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG6」を掲げる品目に該当する原産農産品について、日本円で表示された一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格が発動価格の九十パーセント未満である場合に限り、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。当該発動価格は、4の規定に従って合意される価格又は4の規定による発動価格に関する特別の合意が存在しない場合には八百五十万円とする。

2 「SG6」を掲げる品目に該当する原産農産品に関して、第A節(付録B-1についての注釈)3(c)に規定する関税率は、日本国の関税率表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品について決定され

る関税率に次のものを加えたものとする。

- (a) 一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の十パーセントを超え四十パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の関税率表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の二十パーセント
- (b) 一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の四十パーセントを超え六十パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の関税率表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の五十パーセント
- (c) 一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の六十パーセントを超え七十五パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の関税率表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の七十パーセント
- (d) 一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の七十五パーセントを超える場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の関税率表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の百パーセント

- 3 日本国は、十五年目の終了後は、この節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。
- 4 一の締約国からの要請を受け、日本国が他の全ての締約国に対して当該要請を通報した後、日本国及び協議に関心を有する締約国は、この節に定める農産品セーフガード措置の運用について協議を行うものとし、発動価格を定期的に評価し、及び改定することについて相互に合意することができる。